

第353回入札監理小委員会 議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 3 5 3 回入札監理小委員会

議事次第

日 時：平成27年 1 月23日（金）14:30～16:31

場 所：永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 実施要項（案）の審議

- 機構内情報共有システム（Withシステム）の運用業務の調達（独立行政法人住宅金融支援機構）
- 農林水産省行政情報システムの運用管理業務（農林水産省）
- 国有林の間伐等事業（農林水産省）

2. 空港土木施設維持修繕工事（徳島空港）の契約の解除について（国土交通省）

3. その他

<出席者>

（委 員）

石堂主査、井熊副主査、若林専門委員、宮崎専門委員、辻専門委員、小尾専門委員

（独立行政法人住宅金融支援機構）

情報システム部 北川部長、安方グループ長、城山グループ調査役

（農林水産省）

大臣官房評価改善課情報室 矢野室長、小川課長補佐、阿部係長、相澤係長

林野庁国有林野部業務課 小山課長、唐澤企画官、中川企画官、田ノ上係長

（国土交通省）

航空局安全部空港安全・保安対策課 酒井課長、佐藤課長補佐

（事務局）

新田参事官、金子参事官

○石堂主査 それでは、ただいまから第353回「入札監理小委員会」を開催いたします。

本日は、まず①独立行政法人住宅金融支援機構の「機構内情報共有システム」(Withシステム)の運用業務の調達の実施要項(案)。

2番目に農林水産省の「行政情報システムの運用管理業務」の実施要項(案)。

3番目に同じく農林水産省の「国有林の間伐等事業」の実施要項(案)。

4番目に国土交通省の「空港土木施設維持修繕工事(徳島空港)の契約の解除」についての審議を行います。

最初に、独立行政法人住宅金融支援機構の「機構内情報共有システム(Withシステム)の運用業務の調達」の実施要項(案)についての審議を始めたいと思います。

実施要項(案)について、独立行政法人住宅金融支援機構情報システム部北川部長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○北川部長 住宅金融支援機構情報システム部長の北川でございます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

私ども機構では、システムの調達、その他調達全般にわたって、原則競争入札というところで実施をしております。

ただし、システムの特異性等から、必ずしも広く市場に参加をいただけていないというものもあります。

本日、御審議いただく機構の内部情報共有システム、いわゆる社内LANの仕組みということでございますけれども、当初、一者応札ということでございました。

その後、二者応札になってはいるものの、それ以上の広がりが無いというような現状でございます。

今般の市場化テストによりまして、より幅広い事業者さんに参加いただけるような改善を進めてまいりたいと思っております。

これまでも機構の独自の取り組みといたしまして、参加ベンダーさんの方に勉強会と言って、情報提供活動、RFIというものを実施したり、あるいは契約期間を複数年にわたるなどの取り組みをしております。

また、今回のテストに当たりまして、事務局の方からも改善に向けたきめ細かな御指導をいただいております。

本日の委員会で御頂戴した意見を真摯に受けとめて、改善に努めてまいりたいと思っておりますので、御指導方、よろしくお願ひいたします。

詳細は担当の方から御説明いたします。

○安方グループ長 住宅金融支援機構の安方でございます。

私の方から資料にのっとり御説明をさせていただきます。

まず、お手元の資料の3ページを御覧くださいませ。

今回の調達でございますが、北川の方からお話ございましたように、私ども住宅金融

支援機構の社内の情報共有システム（With）と愛称をつけてございますけれども、この運用業務ということでございます。

本件業務の概要について、まず、簡単にお話しを始めたいと思います。

本件業務の概要でございますが、3ページ目の中段でございますように、私ども機構内部の情報共有のシステムについて、大きく①から⑤までの5つの業務ということになってございます。

1つ目が、Withシステムを利用します機構役職員からの問い合わせに対するヘルプデスクでございます。

2つ目、Withシステム等の障害等の一次切り分け。

3つ目が、人事異動等によりますユーザに関する設定情報の追加ですとか、変更、削除でございます。

4つ目が、Withシステムに接続しておりますパソコン、プリンタ等ハード機器の運用管理でございます。

5つ目がFAQ作成等に代表されます運用改善業務ということになってございます。

次に、この中心になりますWithシステムにつきまして、簡単に御説明をさせていただきます。

資料でいきますと、少し先になりますますが、21ページに概要図が載っておりますので、そちらを御参照くださいませ。

上の段でございます「Withシステム」でございますけれども、私どもの水道橋にございます本店と、あと日本全国といいますか、北は北海道から南は熊本まで、10カ所の支店がございます。支店ほどの規模ではございませんけれども、それぞれセンターと呼ばれる出張所的な拠点が11、計22ほど拠点がございまして、そちらを専用の回線で接続したシステムとなっております。

この絵でいきますと、ちょうどこのWithパソコンと呼ばれているものですね。真ん中の長方形の四角が何枚か重なっておるのが本店ではない支店の拠点のようになってございますが、パソコンがありまして、フロアスイッチ、WANルータを経て、ネットワークにつながっておりますもの。このパソコンの部分が、今回の運用管理の対象になってございます。

右側の機構本店ビルにつきましても、パソコンの方、右上のところでございますのがWithパソコンということになってございます。

このシステムでございますけれども、21ページの下の段でございますように、グループウェア等々の機能がございまして。

具体的には、スケジュールですとか、掲示板を管理いたしますグループウェア。

内外のメールをやり取りするメーラーですね。あと電子決裁の仕組みであるワークフローですとか、あと下の段でございますようなりモートアクセスといまして、外部からグループウェア、メール等をモバイルで参照する機能も含んでございます。こういったシステムとなっております。

4 ページ目でございます。

本件業務の業務内容につきまして、少し深掘りして御説明をさせていただきます。

本件業務の概要 1 番目のヘルプデスクでございますが、私どもの職員、役職員は1,000 ユーザ程度でございます。こちらから問い合わせがまいります。使い方でございますとか、あるいはアカウントの申請等々の一次受付。あと、今回につきましては、基盤運用事業者というものがございまして、サーバー等々は別の業者に委託をしておりますので、そちらに関連した場合に、そちらとの連絡も含めて行うということになってございます。

2 目、Withシステムの障害等の切り分けでございますけれども、システムに障害が発生いたしました場合に、その障害の原因等々、一次切り分けを行いまして、私ども機構担当者と調整をした上で、障害の復旧に努め、対応をいただくという内容になってございます。

3 番目につきましては、人事異動等のユーザの設定変更等々の追加、変更の業務。

4 番目につきましては、ハードウェアの運用管理ということでございます。先ほどお話しをいたしました21ページの絵の中で、Withパソコンと言われている部分。あと、今回の本件業務につきましては、Withシステムに接続していない特定の用途で使っておる事務所にありますパソコンが計100台ぐらいございますものですから、そちらの管理もあわせて行っていただくということになっております。

5 番目はFAQ等の運用改善ということでございます。

5 ページ目の「(4) 本件業務の引継ぎ」なのですが、これもちょっとページを飛んでいただきまして、仕様書の52ページを御覧いただきたいと思えます。

本件業務につきましては、現在、委託をしております事業者から、9月、10月の2カ月間、業務の引き継ぎをいただきます。引き継ぎ期間を経て、業務の運用を開始していただきまして、業務自体は平成30年の10月まででございますが、このうち9月、10月の2カ月は、同様に、次に調達を行った際、調達の結果として、事業者が変わったときには、次期の運用事業者に引き継ぎをしていただくという期間でございます。

6 ページ目でございます。

「確保されるべき本件業務の質」について御説明をさせていただきます。

本件業務につきましては「ア」から「ク」まで書かせていただいておりますが、仕様書に示す業務内容を適切に実施することということは、当然のことながらございますが、それ以外につきましては「イ」「ウ」にありますような障害が発生したときに連絡をいただくこと、あるいはセキュリティ上の重大障害が0件であるということですね。あるいは、Withシステム上の運用上の重大障害件数が0件であること。あと、ヘルプデスクの業務につきましては、電話、メール等で受けたときから、30分以内に問題を解決するというのを90%というSLAも設けております。

「キ」につきましては、ヘルプデスクの満足度調査ということで、年に1回、満足度調査のアンケートを行わせていただいて、100点の満足から0点の不満までを平均したスコア

が75点以上ということを用意しております。

7 ページ目、(7) にございますように、本件の契約は、業務請負契約で行おうと考えております。

8 ページ目「実施期間に関する事項」でございますが、先ほど引き継ぎのときにお話しいたしましたように、平成27年9月から30年10月末までの3年2カ月を考えてございます。

同じページの4番にございます参加資格でございますけれども、基本的にはこの1番から10番に書かせていただいた内容のとおりなのでございますが、10番目のところでございます。本件につきましては、単独で業務を行えないような事業者様につきましても、入札参加グループ、いわゆるJVというものかと思っておりますが、入札参加グループを形成することによりまして、参加をいただくということを可能にさせていただいております。

9 ページ目から始まります、次に評価の基準とその決定に関する事項でございます。

今回の入札に当たりましては、総合評価落札方式によって業者を決定したいと考えてございます。

10ページ目でございますように、総合評価方式におきましては、価格点、技術点、それぞれ1対1ということで考えてございまして、価格点、5,625点満点。技術点も5,625点満点でございます。

技術点につきましては、基礎点としてあるほかに、加算点というものがございまして、それぞれ評価をしまいのでございますが、この評価につきましては、10ページ目でございますように、5段階それぞれの基準を設けて評価を行いまして、その点数を基本的にはそのまま配点にかけるということ、私ども絶対評価と呼んでおりますけれども、こういう形にしようと考えております。

実は、この部分は、従前、我々がやっておる中であっては、この絶対評価で出しました点数から、更に平均をとりまして、平均を各業者ごとに比較して、点数を相対化するといえますか、つけ直すような仕組みを導入しておりましたが、今回は絶対評価ということで、より分かりやすくするという意味を持って、点数に対してそのまま評価をかけるような方法で評価をするという方法に改めてございます。

次に、15ページでございます。

「契約に基づき民間事業者が講じるべき措置」というところで、少しちょっと標準より若干詳しくしておるところがございまして、17ページのところで、契約の解除の条項のところ、反社会的勢力への対応につきまして、少し詳しく書かせていただいております。

具体的には、この「(オ)」にございますような暴力団の関係のあるような者につきましては、契約を解除することができるという条項でございます。

あるいは「(カ)」にございますように、暴力的な行為、要求をした場合にも同様に契約を解除できるという要項を入れております。これは私どもが住宅ローンという金融を提供する金融機関であるという性質上、IT分野ではございますけれども、少し厳し目の要件

になっておるのだと思います。

少し簡単ではございますが、私からの説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました、本実施要項（案）について、御質問あるいは御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 御説明ありがとうございます。

7 ページの入札参加資格なのですけれども、幾つか教えていただきたいのですが、(6)の電子認証局が発行したICカードを取得しているというのは、普通の業者さんはみんな取得しているものなのかというのが1つ。

それからあとは、7番で、社則にこういうことを明記しているということを求めるのか、何らかの形で入札後、こういう守秘義務に当たるようなことを整備すればいいというようなことにならないのかとか、8番も同様です。その辺、あと引き継ぎ期間についてですけれども、2カ月、そんなに複雑な業務でもないように思うのですが、2カ月というのは長過ぎないのかという点が1つ。いろいろあってあれなのですが、34ページと35ページの評価の明細書なのですけれども、もうちょっと私が十分理解できていないのかもしれませんが、第6のところ、各運用要件をどのように実施するかについて記述されているという話と、この第12とか、そういうところに書いてあることが、どう違うのか。どこで何が評価されているのか、第6と第12で何かダブっているのではないかと思うのですけれども、その辺の評価の分かりやすさという意味で御説明いただければと思います。

以上、3点、お願いします。

○安方グループ長 ありがとうございます。

まず、順番に御質問についてでございますけれども、8 ページ目、入札参加資格の方で、お話をいただきました。電子入札による参加の場合のICカードでございますけれども、電子入札につきましては、普通、取得しておるのかということでございますが、過去の例を見ますと、大半の事業者様が電子入札でもって取得をしておりますので、比較的、私どもの方に資料を取りに来るといいますか、入札に興味を持っていただく事業者様は、この取得をしておるケースが多いと認識しております。

電子入札以外でも、参加はできますので、そういう意味では制限になるような内容ではないかなと考えてございます。

7番、8番の部分でございますけれども、守秘義務等の罰則等について、社則に明記していることということにつきましては、基本的には罰則がないことによる牽制の効果がなくなることを意図してのものでございますので、後で設けますという場合にも、きちんと設ける内容をお示しいただければ、受け入れられるものであると考えてございます。

8番についても、そういった意味では同様かと思えます。

次の御質問、引き継ぎでございますけれども、この引き継ぎに関しましては、運用につきまして、一定にノウハウを持つようなものがございましたら、それを後の事業者さんに

十分に引き継いでいただくという意図もございますものですが、少し長めにとっている部分はございます。

ただ、引き継ぎに関しまして言いますと、逆にその引き継ぎが短いことによって、過去には業者が変わった際に、混乱してしまったあるいは運用ミスがたくさん出てしまったという事例もあるものですから、少し安全をとって長めに設定をさせていただいておるかと考えております。

○城山グループ調査役 お答えします。

この総合評価基準明細書の章立てが仕様書の章に基づいてございます。お手元の仕様書の45ページと、あと57ページを御参照いただければと思います。御指摘いただきました第6の運用管理業務、仕様書上、こういうことをやっていただくということで明記してございます。

その一方で、57ページの仕様書の運用要件につきましては、平日9時～5時の間で運用していただくという要件を課しているという意味で、内容としては異なっています。

それに対して、事業者側が御提案いただくという趣旨でございます。

○井熊副主査 済みません。ありがとうございます。7ページの、今、御説明であれなのですけれども、7ページのところ、7番、8番というのは、先ほどの御説明だと、そういうような懲罰等を約束してくれればよいという意味であれば「していること」と書いてあると、応札時点でやっていなければだめと読めるので、そういう御趣旨のとおり分かりやすくした方がいいのではないかと思います。

○安方グループ長 分かりました。ありがとうございます。

○石堂主査 ほかいかがでしょうか。

どうぞ。

○宮崎専門委員 済みません。実績のところの過去の情報開示でして、まず、通し番号の26ページの情報開示ですが、2番の「従来の実施に要した人員」と、この「業務責任者」のところ「（常駐）」とありまして、その下2つ「ヘルプデスク」と「運用員」は「（常駐）」がないものですから、これは非常勤の方とか、年間を通じてこの人数を従事しているかないかというところが、何か意図があって常駐を外しているのであれば、その旨を書いていただくか、年間を通じているのであれば「（常駐）」をつけていただくということで、多分、ここで工数の見積もりが変わってきますので、そこを少しどちらかを明らかにしていただければというのが、まず、26ページです。

それから、28ページが、このサービスレベルアグリーメントで、達成しなければならない目標と関連があるものですから、24年度だけ、この30分内応答率が100%にならなかった状況になっていると思いますが、何か特殊な要因があるのであれば、脚注の注意書きに、何か今年度こういう事象があれば、書いていただいた方がここを見ると新たに参加する事業者様が達成できない可能性があるというところにリスクを感じるのではないかとこの観点から、何か補足できるのであればお願いしたいと。

それから、最後ですけれども、通し番号の32ページの評価の水準という下段の点数のつけ方なのですが、点数がランクゼロからランク5とありまして、一番最高の点数がつく場合が、実現性が実績により裏づけられていることとなっております、そもそも4番は、十分な説明、根拠が記述されている場合と。このような切り分けをすると、結局、この業務をやったことがある人がどうしても最高点になってしまうというおそれがちょっと懸念されまして、そうすると、結局、その競争性が十分確保されないのではないかと。特に、点数をつける方の項目が、先ほど34、35にありましたが、一般的な内容であれば、実績を示すことができる部分はあるのですが、本件調達業務に関してという記載が結構多くございまして、この業務のまさにこれに関して実績があることで点数をつけると、ちょっとそれは既存業者が有利になる懸念があるというところで、あえて書くのであれば、類似の業務とか、同等業務において実績があることとか、少し工夫していただかないと、ちょっとそこが懸念されると。

以上3点であります。

○安方グループ長 ありがとうございます。

まず、御質問をいただきました26ページの情報開示における「従来の実施に要した人員」でございますが、こちらヘルプデスク、運用員ともに常駐でございます。

なぜ業務責任者だけ常駐と書かせていただいたかと申しますと、一般的にこのような業務を受注されまして、責任者を置かれますときに、その責任者が例えば役員であったり、そのシステム運用部門の部長であったりして、通常はこちらの方にいないというようなケースがございますものですから、そうではなくて、常に業務の執務場所にいていただくという意味で常駐ですよと注意書きをしたということでございます。

これは逆に言いますと、ヘルプデスク、運用員が常駐でなくてもよいように見えてしまいますので、先生、御指摘のとおり「常駐」ということは注意書きとしてつけ加えたいと考えます。

次の28ページでございますが、障害30分の部分ですね。ここの具体的な事案という意味では、ちょっと、今、情報は持ってございませんのですが、注意書きの部分につきましては、少し分かりやすく補足については、追加をしていくということを考えたいと思います。

最後の32ページのところで「(評価の水準)」のところでございます。私どもの意図しておりますのは、本当に本件業務をやった経験という意味で評価をするのではなくて、これも先生御指摘のとおり、本件の類似業務といいますか、同種の業務という意図で使っておりますので、評価をする際に当たっては、やったことがあるなしというのはやはり経験として違ってまいりますので、実績というもので裏づけられているというのを高い評点にするということがございますのですが、では、私どもの本件業務そのものをやっておる必要があるかという、そうではなくて、同種同類の業務であれば、実績にはなりますので、それはちょっと誤解のないような表記に改めたいと考えます。

以上でございます。

○石堂主査 よろしいですか。

○宮崎専門委員 はい。

○石堂主査 どうぞ。

○辻専門委員 資料の右下の番号で言うと17ページ目です。

先ほど、暴排条例、反社条例のところでございます。

(オ)でございますが、こちら民間事業者は、現在、次の各号に掲げる者のいずれにも該当せず、これらの者のいずれとも「関係」と書いてあって、関係の中にいろいろ実質的にかかわらせ、便宜を供与しとか書いてあるのですけれども、これは例えば、ほかにもこの暴排条項を強化する方法としては、社会的に非難されるべき関係を有しているとか、経営にかかわっていなくても、ゴルフコンペに行ったりとか、そういうものもだめですよ。より強化された条項があると思いますので、多分、これは社会的に避難されるという単語で、それからよく条例でこの文言を使われると思いますので、条例プラス社会的に非難される、反社とかでググっていただければ、恐らく条項は出てくるとと思いますので、御参考いただければと思います。

○安方グループ長 ありがとうございます。

○石堂主査 ほか、いかがですか。

どうぞ。

○若林専門委員 済みません。ちょっと確認なのですけれども、先ほどの30分以内のカバー率の100%を切っているというその話のところ、同じく下の3カ月以内に、ごめんなさい、ページ数で言うと28ページですね。障害が発生した場合の3カ月以内の報告というところも、実績が目標とするカバー率を下回っているのです、これももし特別な事情があれば、こちら書いていただければよろしいかと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○安方グループ長 分かりました。

○石堂主査 では。

○小尾専門委員 ちょっと違う話かもしれないのですが、今回の調達、これをやるに当たって、機構さんの考え方をちょっとお伺いしたくて、今回、A-3の資料、委員限りの資料なのですが、これとかを見させていただいて、先ほどもちょっとありましたが、人員とかを見ると、相当1人当たりの単価が低いと。

ですから、例えば、今、ここで求めている人員をアサインして、この業務を受けようとする、これ以上、値段を下げることは非常に難しいのではないかと考えるわけですね。

そうすると、応札者を増やすことによって、更に価格を下げたいと考えているのか、それとも、現業者の業務に対して何か不満があって、いわゆる満足度を更に上げたい。だから、価格は多少上がってしまっても構わないのだけれども、更に業務の質を高めたいと考えて、応札者を増やしたいと考えているのか、それはどちらなのでしょう。

○北川部長 それは私の方から御説明させていただきます。

当初、一者応札のときは、単価ベースで比較しますと、確かに倍ぐらいで、二者応札、対抗馬が出てきたときに、今の単価ベースになって、以降推移してきています。最初のころは、その二者目に新規に参入してきた事業者さんの方が、それなりの陣容をそろえていたのですけれども、徐々に慣れてくるに従って、比較的単価の安い若い層を回してくるようになっていまして、要員交代というのがかなり起こるような状況になってきています。

そういう中では、金額的な面では十分満足できるのですけれども、質的なところを高めたいということで、新たな事業者がまた参入してくれば、そういう部分もあるのではないかとこのところでございます。

ちょっと趣旨とは離れているかもしれませんが、事務局様の方から、いろいろ今回の御指摘を受ける中で、実際に私どもの方が曖昧に記述することによって、今の単価以上の部分の仕様になっている部分があるところを御指摘いただきました。私どもも、今回、仕様をかなり細かく実態に合わせて記述し直しまして、新しい事業者さんの参入を図っていきたいと思っております。

○小尾専門委員 もし、多少価格が上がってもいいというのは、ここで言うのはちょっとあれかもしれませんが、価格が上がることを認めるということであれば、これは総合評価方式なので、総合評価をする際の、加算点の比率をもう少し上げるとかしていかないと、結局、今、これ技術点の中で基礎点の方が配分として大きいので、基礎点、これは減点されませんから、満足していれば、この満点がつくということになるので、いわゆる創意工夫だったり、提案する事業者のいい点、悪い点ということをきちんと評価をして、それを反映させるということを考えるのだったら、加算点をもう少し比重を増やしてもいいのかと思います。

もちろんそうすると、ただ金額が上がる可能性はあるわけですが、そこら辺はいわゆるこれを、今回、行うに当たって、機構がどうこれをやりたいのかということをもう少し反映させるというのはあってもいいのかと思いますが、そこら辺はぜひ。

○北川部長 ぜひ検討し、事務局様の方と、また、相談させていただきたいと思っております。

私どもの独自の工夫として、RFIを、いろいろな事業者さんに仕掛けていっておりますので、今回のところも確実に参加いただくように、積極的に働きかけていきたいと思っております。金額的なところはあるのですけれども、かつ新しい事業者さんの参入というところで、質の上昇というものを求めていきたいとあわせて思っています。

○石堂主査 既に他の委員から出た項目になるのですが、この過去の情報開示とそれから引き継ぎの関連で、ちょっと私の方からお伺いしたいというか、確認したいのですけれども、今回、業務の内容を変えますよね。それで、その変えるということが文言ではここに書かれているのですけれども、やはり新規に参入しようという方から見ると、過去のボリュームに対して、今回、抜ける部分がどのくらいなのだろうというのが何かやはり参考になる数字がないと、なかなか難しいのではないかとこの気がするのが1点です。

それから、もう一つ、引き継ぎの方は、2カ月で十分な引き継ぎをとという御説明でした

し、これを見ても、今、やっている業者もちゃんと引き継ぎ資料を準備せよと書いてありますから、引き継ぎの準備が十分なされるようなことが配慮されているようなのですけれども、やはりここも新規に入っていく業者からすれば、本当にちゃんとした引き継ぎを受けられるのかなというところが、必ず不安が残るのですね。

ですから、最近の事例からいくと、発注側が十分な引き継ぎに対して、きちんと責任を持ちますからということをお公にしておくというのが非常に大事だと思うので、それを書きつけた方がよろしいのではないかと。これは他に事例がありますから、参考は幾らでも得られると思いますので、そこら辺の手当がまた新規の業者が入ってきやすくなるようになると思うので、この情報開示の部分と引き継ぎの部分、もうちょっと御一考いただければありがたいと思います。

ほかいかがでしょうか。

よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

いろいろな意見がございましたけれども、住宅金融支援機構さんにおかれましては、引き続きちょっと御検討いただいて、本日のいろいろな指摘に対して前向きに御検討いただくということでしたので、この実施要項に対する必要な修正を行って、その修正内容は事務局を通じて各委員が目を通して、それでいだろうということを進めていきたいと思っておりますので、各委員が確認をした後に意見募集に入ると御了解いただきたいと思っております。

なお、委員の先生方におかれましては、更なる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せ下さるようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○安方グループ長 ありがとうございました。

（（独）住宅金融支援機構退室、農林水産省入室）

○石堂主査 それでは、続いて、農林水産省「行政情報システムの運用管理業務」の実実施要項（案）についての審議を始めたいと思っております。

最初に、実施要項（案）について、農林水産省大臣官房評価改善課情報室矢野室長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○矢野室長 ただいま御紹介いただきました評価改善課情報室長の矢野でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

今回の件につきましては、昨年11月のこの委員会におきまして、次期の農林水産省行政情報システム、これの運用を当初から変更させていただいております。契約期間の短縮、それから、また、現行業務の実施評価ということをお審議いただきました。それで、12月の入札等監理委員会において御承認いただいたという経緯でございます。

先ほど申し上げました、次期のいわゆるLANというものでございますけれども、これは昨年の6月に政府として決定されました世界最先端IT国家創造宣言と、いわゆる俗称が新IT

戦略というものでございますけれども、ここで各省庁のLANは、基本的に原則として1つに集約していくという方針が決まっております。同じ年の12月には、初めての試みだったわけなのですが、「政府情報システム改革ロードマップ」というものが策定されたという経緯がございます。

その中で私どもは、現在、省の中に18ほどのLANがあるわけなのですが、それぞれのライフサイクルであるとか、最適化、そしてまた、スケジュールを勘案しまして、これを2回に分けて集約します。28年1月と31年3月の2回に分けて、1つのLANに統合していきたい、こういう計画を立てさせていただいたということでございます。

その際には、昨今、非常にこの情報セキュリティの問題がシビアになってきておりますので、そういう面でのこの対策であるとか、あるいはまたBCP、いわゆる業務継続計画への対応であるとか、それから、またITの進化に伴う利便性の向上と、こういう何点かの観点から取り組みを検討してまいりました。

端的に見ますと、システムの更改に当たりましては、4つのパーツに分けて発注をしていきたいと考えております。

1つ目はハードもの、機器の賃貸借と保守業務でございます。

2つ目がネットワーク、統合ネットワークのサービスの提供でございます。

3つ目が全体を通じた運用管理。

最後がいわゆる工程管理という4つの業務がございますけれども、今回、御審議いただきますのは、その3つ目のシステム全体の運用管理業務でございます。

それでは、詳細は、担当の小川補佐の方から説明させていただきます。

○小川課長補佐 農林水産省大臣官房評価改善課情報室の小川と申します。

よろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料No.B-2につきまして、説明させていただきます。

まず、この実施要項（案）の作成につきましては、前回の運用管理業務の調達後の事業者アンケートにおきまして、実施要項が分かりづらいとの御意見をいただきましたので、今回、専門的知見を有するコンサルタントに実施要項（案）の作成支援を外部委託しまして、提案に必要な情報の網羅、曖昧な要件の排除など、より分かりやすいように、また要件によって、特定の事業者が有利になったり、あるいは限定されることのないように努めたところでございます。

それでは、実施要項(案)のページ右下のゴシック体の189分の4ページを御覧ください。

このページの上段のイの(ア)の本文と①から⑤までに記載しておりますとおり、本業務は農林水産省職員が業務用のパソコンであるクライアント端末により、文書作成、表計算、ウェブ閲覧による情報収集、メールによる情報交換などの日常業務を行うために必要な機能を提供するごく一般的な行政情報システムの運用管理業務でございます。

この運用管理業務の概要につきましては、189分の5ページの中ほどの「ウ 対象公共サービスとする運用管理業務の内容」を御覧ください。

本番の運用管理業務は、同じページの（イ）に記載しておりますとおり、平成28年1月1日からとなりますが、この平成28年1月1日からは、農林水産省の行政事務を支える新システムの運用管理業務を確実に行っていただく必要があります。

このため、それまでに十分な準備をしていただくこととしております。このページの中ほどのウの（ア）に記載しておりますとおり、平成27年12月31日までに、手順・マニュアルの作成支援、不正アクセス監視機器の導入、運用試験、仮運用、業務引継ぎなどを行うこととしております。

続きまして「確保されるべき対象業務の質」でございますが、189分の7ページに進んでいただきまして、中ほどの（2）を御覧ください。業務の質を図る定量的な指標の目標値としましては、このページの中ほどの（2）の「イ 行政情報システムの主要サービスの稼働率」として、メール、インターネット接続、ファイル共有の各サービスの稼働率を99.9%以上としております。

ウの「サービスデスク及びヘルプデスク利用満足度調査結果」のスコアにつきましては、75点を維持することとしております。

これらの目標値は、現行の運用管理業務と同じ値を設定しております。

続きまして「実施期間に関する事項」でございますが、こちらにつきましては、分かりやすい表がございますので、189分の69ページのスケジュール表を御覧ください。

先ほど、矢野からも御説明させていただいたとおり、行政情報システムの更改は大きく分けて4つの調達としております。

表の上から1つ目が農林水産省行政情報システムの機器の賃貸借及び保守。

2つ目が農林水産省の各拠点間、各拠点とインターネット間をつなぐ統合ネットワーク。

3つ目がこの実施要項（案）による運用管理業務。

4つ目がこれらの調達の工程管理の支援を行う業務となっております。

この表の運用管理業務の行に記載しておりますとおり、平成27年12月31日までの準備作業を経て、平成28年1月1日が本番運用の開始でございます。平成31年3月末までの3年3か月が業務実施期間となります。

続きまして、189分の8ページに戻っていただきまして、ページ中ほどの「4 入札参加資格に関する事項」の（4）を御覧ください。

今回の業務の規模は、前回より拡大しておりますが、業務履行上、問題ないと判断した上で、前回と同様に参加資格の等級を「A」又は「B」としたところでございます。

また、4の入札参加資格には、類似業務実績を余計には設定せず、総合評価の加点項目としております。これも前回と同様でございます。

続きまして、本調達の総合評価の実施につきまして御説明させていただきます。

189分の10ページを御覧ください。

このページの上部の6の（1）に記載しておりますとおり、本運用管理業務の調達は、総合評価落札方式の加点方式、価格点と技術点の比率を1対1にて行うこととしておりま

す。

この総合評価の基準につきましては、189分の186ページを御覧ください。資料の最後の方になります。

このページの中ほどの(2)に記載しておりますとおり、相対評価により加点項目を審査いたします。

また、このページの下部のウに応札者数が四者から一者の場合の相対評価の例を記載しております。

続きまして、総合評価の項目でございますが、1ページめくっていただきまして、189分の188ページを御覧ください。冒頭にも御説明させていただきました、前回の運用管理業務の調達後の事業者アンケートにおきまして、総合評価項目が多いとの意見をいただいておりますので、評価項目を精査いたしまして、前回の156項目から42項目へ大幅に削減したところでございます。

これによりまして、提案書作成に要する作業及び経費の負担軽減が図られ、入札参加促進に寄与するものと考えております。

最後に、情報の開示につきまして御説明させていただきます。

189分の11ページを御覧ください。

このページの中ほどの7の(1)に記載しておりますとおり、従来の実施に要した経費、人員、施設及び設備、目標達成の程度、従来の実施方法を別添1により開示しますとともに、同じページの(2)に記載しておりますとおり、必要な設計書等の資料閲覧を行うことができることとしております。

特に、今回の業務では、見積もり作業、提案書作成作業のため、次期システムに関する資料の閲覧が必要になってくると考えておきまして、189分の24ページを御覧ください。

このページの上部に「(注記事項)」というところがございますけれども、(1)の②に記載しておりますとおり、次期システムのハードウェア一覧、ソフトウェア一覧、設計書、データセンタの所在地等につきましても閲覧できることとしておきまして、入札への参加が促進されるよう配慮しているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明いただきました実施要項(案)について、御質問、御意見のある委員の御発言をお願いいたします。

○井熊副主査 これは69ページから70ページで業務の範囲が平成30年度からいろいろな設計支援などが入ってきて、30年度の一番最後のところに、集約対象拠点に対し、行政情報システムのサービス提供開始とあるのですけれども、この間の業務量の変動について、もう少し詳しく御説明いただけますか。

○小川課長補佐 スケジュール案からいきますと、ちょうど30年度の3月には、2回目の統合が行われまして、規模的には189分の4ページに書いておりますが、クライアント端末

数でいきますと、189分の4ページの上の方の「注3」と書いてあるところです。

イの(ア)の注3でございますが、28年1月からは、1万4,700台で、31年3月からは、3万300台となりますので、規模的には2倍になるところでございます。業務内容につきましては、運用管理というところで変わらないところではございますが、規模が変わるところが大きな違う点かと考えております。

○井熊副主査 これはあえてそういう最後のところで、業務量が増えるのをここの今回の委託の中に入れる理由は何ですか。

○小川課長補佐 平成31年3月の時期的な事情がございまして、この時期は、人事異動に伴う各種申請ですとか、問い合わせ対応といったものが増える繁忙期でございまして、その時期の対応につきまして、きちんと対応していく必要があるということで、そこまで継続して次期業者にやっていただくというところにしたところでございます。

○井熊副主査 これはそうすると、一番最後の1か月間だけ業務の内容が違うと、民間事業者というのは、その1か月のためだけに、体制をつくらないといけないこととなりますよね。そういうことにならないのですか。

○小川課長補佐 そうですね。業務の規模は大きくなりますので、その規模に対する体制ですとか、そういう面は必要だと考えております。

○井熊副主査 まず、そういうところ、民間企業としては、年度末の忙しいときに、1か月間だけ業務量が多くなるので、対応しなければいけない体制をつくるというのが、やりにくいだろうなというのがありますし、あとそこから入札をした場合に、入札の公正性にも影響が出るのではないかという気がするのですよね。

やはり、だから経験した人と、しない人の競争が行われるわけですし、だとすると、何かこれを別業務にするのか、あるいはこの拡大する手前のところから、例えば、2月末ぐらいまでにして、それで拡大されるのがその次の契約にするとか、何かここはすごく変則的な感じがするのです。

○小川課長補佐 3月分の業務を、次の事業者ではなくて、次の次の事業者にやらせるということも検討はしたのですが、当然、3月から次の次の業者がやるということになりますと、請け負ってから一番最初に非常に繁忙な時期の仕事をこなさなければならないという負担があるというのと、やはりそのところは、当然、業務も繁忙期でございまして、安定した運用ができずに、運用がうまくいかないというリスクも大きいと考えまして、次の次の事業者ではなく、次の事業者に継続して担っていただく方がよいと考えたところでございます。

○石堂主査 どうぞ。

○小尾専門委員 その場合、別に3月からではなくて、もうちょっと縮めてしまってもいいような気がするのです。例えば、12月で切って、1月から新しい業者にするような運用も考えられるわけですし、恐らく、拡大する方に関しては、別にそれほど、次の次の業者さんが、最初は小さくて、なれて大きくなると。それは分かっている大きくなるわけです。

から、それに関しては、それほどちゃんと体制も整えられるようになるだろうし、特に問題もないと思うのですが、多分、今、小さくて、最後の1か月だけ大きくするというのは、今、この時点でそのリスクを考えて提案しなさいと言われてたら、民間業者にとってはすごくこの応札はリスクがあると。やめておこうかなという方向に働きかねないのではないかと考えるのですが、そこはいかがなのでしょう。

○小川課長補佐　そういうところもあるかもしれませんが、正直言って、今の御質問に対して的確な回答になっていないかもしれませんが、この1か月は、規模の拡大というところを考えていけばこなせるだろうと判断して、こういう組み立てをしたところでございます。

○矢野室長　ちょっと補足をいたしますと、1年間を通して、その月ごとの業務の量の変動、そういう関係と、今、申し上げた規模的な拡大のみであるという、2つの要因を考えて、こういう形であっても、多分、対応できるのではないのかと考えさせていただいているところでございます。

○小尾専門委員　その点について、例えば、民間業者にこういうようなあれかもしれないですけども、これを直接まだ聞いていないかもしれませんが、例えば、民間の事業者はその急に最後の数か月だけ仕事量を増やすと言ったときに、どう思いますかみたいなことは、やはり聞いてみた方がいいのではないかなと。

もちろんあれですね、これは意見聴取とかをするかもしれませんが、それは別としても、今の事業者でも構わないし、何らかの民間事業者に対して、どう考えるかと、もし、そういうような調達をするといった場合に、いやそれはうちはちょっと受けられませんよというようなことであれば、やはり考え直した方がいいのではないかと思うのです。

やはり、人を囲い込んでしまったら、その人は1か月でまたリリースするというのが、民間事業者にとってはやはり結構大変なことだと思うのですよ。短期で1か月だけ、しかもこれは3月の先ほどもおっしゃったように、非常に忙しい時期ということですね。しかも、新しいシステムが入るということは、ほとんどの人にとってみたら、新しいシステムを触るということになるわけですので、多分、ヘルプとかも相当混雑すると。そうすると、そこに1か月だけの要員をアサインするというのは、その人たちだって、やはり不慣れですから、余計トラブルのもとになるような気がするのですね。

ですから、ちょっとそこら辺もうまく考えて、交代する時期というのを考えられた方がいいのかなとは思いますが。

○小川課長補佐　意見招請は、これから行うこととしておりますが、確かにもっともなところもあると思うのですが、3月で2回目の統合で、新しいシステムになるという部分につきましては、完全に新しくなるわけではなくて、1回目に統合したシステム機器、平成28年1月から運用している機器も残ってしまっていて、3月からはこれに機器が追加されるような形になりますので、そこは運用上、全く新しいシステムになるということではないので、難しい面はないのかなと考えておりました。

○小尾専門委員　そこら辺のシステムという話よりも、これはヘルプデスクが入っているので、それを使う人たちが倍増するという事は、いきなりそこでやはりヘルプの数が増えれば倍増するかもしれないわけです。

そうすると、そこに今度は新しく採用した人、1か月のためだけに採用した人を充てると、恐らくよく分かっていない、業務がよく分かっていなくて、ヘルプしなければいけないみたいな人たちが増えることで、余計トラブルのもとになるのではないかということをおっしゃって危惧しているのです。

○矢野室長　繰り返しになりますけれども、28年からの業者の方で、ある程度習得した者で細部のところをカバーしてもらう方がいいのか、あるいはそこは新たな業者でもう一度そこは3月という特異月ではあるけれども、そこを乗り切ってもらうのか、そのどちらがいいのかという判断になろうかと考えまして、それで、機能面で大きく変わらないということであるならば、確かに両方とも問題があるのかもしれないけれども、あえてリスクが少ないのは前者の方かなと考えさせていただいたというような経緯でございます。

○小尾専門委員　あともう一点。19ページからの従来の実施状況のところなのですが、これは、今、30年度から導入される想定のように見えるのですが、下のところとかを見ていくと、範囲対象というのが、30年度からのシステムを使う期間が入っているように見えていて、そこら辺が何か例えば4ページとかに、27年度の統合対象拠点と、30年度からの統合対象拠点というのが書かれていて、19ページの（「注記事項」）の（2）で「計」はここが対象範囲ですよと書かれているところを見ると、30年度の統合対象拠点が入っているようにも見えるのですが。

○矢野室長　これは、あくまでも現在は18という、みんなばらばらになっているものを、あえて比較するために仮置き、まとめて記述しているということです。

○小尾専門委員　ですから、これはおそらくほとんどは27年度の統合対象拠点が対象になっているので、これだと、いわゆるお金もそうですし、業務量も見かけ上増えているように見えてしまうのかなと思いますので、もし、こういう資料を出されるのであれば、27年度の場合はこのぐらい、30年度対象拠点の場合はこのぐらいという形で書かれた方がもう少し正確な見積もりができるのかなと思います。

○阿部係長　今、御指摘いただいた部分につきましては、おっしゃるとおりでありまして、今回、主となる27年度に統合される、28年1月から統合される拠点が今回の主になりますが、3年3か月の業務期間のうち3年2か月というところでしたので、今回はそこをメインに出した方が分かりやすいのかなということで、当初、提示をさせていただいておりました。

今、御指摘をいただいたとおり、30年度の最後の1か月分については、30年度統合される残りの約半分の拠点がありますので、その部分も適切に提示しないと、見積もりしづらかったという御指摘だと思いますので、そのところは訂正をしたいと考えております。

○石堂主査　ほかいかがですか。

どうぞ。

○辻専門委員 189分の8の1行目でございます。

「漏えいさせないこと」とあるのですが、念のため「契約履行のため以外には用いない」とかというのを入れたらいかがかと思しますので、御検討くださいませ。

○小川課長補佐 分かりました。

○石堂主査 先ほど、小尾先生がお尋ねになったあるいは井熊先生がお尋ねになった最後の3月のところですね、それは農水省さんの方のお考えでは、とにかく乗り切るのだ、という理解でよろしいですか。

○井熊副主査 やはり民間企業から言うと人振りは結構つらいのではないかと思うのですよね。1か月だけというのは。ですので、先ほど小尾先生が言われたように、もうちょっと手前からやれば、結局そこと同じわけですよ。それで、大量に雇った人は次の年度もずっと働けるわけですから、そちらの方が民間側の混乱は少ないはずですよ。

ですから、その辺は企業の意見等も聞いて判断する必要があるのではないかと。やはり、入札参加者を増やすということが1つ目標になっているわけですから。

○石堂主査 それには、今回の要項を固める中で、御検討いただくという理解でよろしいですか。

○矢野室長 そうですね。結構です。

例えば、3月というタイミングになりますから、例えば2月末でちょっと微妙な時期ではあるのですけれども、そこで一度切って、契約を2つに分けるなり、そういったことを含めて検討させていただきたいと思えます。

○石堂主査 ほかいかがですか。

よろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 大丈夫です。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、幾つか指摘がございましたので、農林水産省さんにおかれまして引き続き御検討いただき、本日の審議を踏まえ、実施要項（案）について、必要な修正を行っていただきまして、事務局を通じて、各委員の方でそれを確認した上で意見募集を行うようお願いしたいと思います。

なお、委員の先生方におかれましては、更なる質問、確認したい事項とかがございましたら、事務局にお寄せいただきますようお願いいたします。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

○矢野室長 どうもありがとうございました。

（農林水産省退室、農林水産省（林野庁）入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、農林水産省の「国有林の間伐等事業」の実施要項（案）についての審議を始めたいと思えます。

最初に、実施要項（案）につきまして、農林水産省林野庁国有林野部業務課小山課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分程度でお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

○小山課長 ただいま御紹介いただきました林野庁国有林野部業務課長の小山でございます。

よろしくお願ひいたします。

私の方から、前段、若干御説明をさせていただきます。詳細につきましては、担当の方から御説明させていただきます。

よろしくお願ひします。

国有林事業におきましては、公共サービス改革法に基づきまして、民間競争入札により、路網整備と組み合わせた複数年契約による間伐事業を導入しております。

昨年7月に当入札監理小委員会におきまして、平成24年度に開始いたしました事業結果の評価を行っていただきました。評価内容につきましては「本事業は単年度事業よりも事業規模が大きいことから、一部の受託事業者において、高性能林業機械の導入の設備投資を実施、林業事業体の経営基盤の強化に資する側面もあることが認められたことから、民間競争入札を実施した効果はあるものと考えられる」更に「実施経費においても、一定の削減効果はあったものと評価できる」との評価をいただいたところでございます。

一方、次期事業の実施に当たっては「地域の事業者の競争性の状況を把握しつつ、入札者の拡大に向けた入札環境の整備をしていく取り組みを行う必要がある」との御指摘をいただきました。

また、森林林業政策の推進につきましては、戦後、造成されました人工林が本格的な利用期を迎える中で、CLTと呼ばれます直交集成板等の新たな木材製品や、木質バイオマスのエネルギー利用等の新たな木材需要を創出し、人材の確保、育成等を通じて、その需要に対応できる国産材の安定供給体制を構築することによりまして、林業の成長産業化を実現し、山村地域に雇用と所得を創出すると考えております。

このようなことを踏まえまして、効率的な伐採や路網整備、民間事業者の経営と雇用の安定につながるモデルといたしまして、平成27年度の実施要項（案）を作成いたしました。

本日は、本事業が更によりよい方向に進められるように御審議のほどをよろしくお願ひをしたいと思います。具体的な詳細の説明については引き続き担当から説明させていただきます。

○中川企画官 担当の中川でございます。

御説明させていただきます。よろしくお願ひいたします。

初めに、民間競争入札において実施しております国有林の間伐事業の概要を御説明させていただきます。この事業は、事業の創意工夫を凝らした企画提案により、健全な森林の造成に向けた間伐、壊れにくく使いやすい路網と林業機械を合理的に組み合わせた作業システムによる間伐材の搬出等を行うものです。国有林の間伐事業は、平均的に60ヘクター

ル程度の面積を単年度で実施しておりますが、民間競争入札における事業は、100から200ヘクタール程度の大きな事業量を3カ年契約で一括発注しております。事業者のメリットとしては、複数年にわたる事業量を確保することで経営や雇用が安定する。創意工夫を凝らした企画提案により、所有する林業機械に整合した、使いやすく丈夫な路網設計が開設できるなど、効率的な作業システムを構築して、生産性の向上と低コスト化を図ることにより、事業者の収益性が向上すると考えております。

これまでの実施要項の主な変更点につきましては、民間競争入札を導入した平成23年度の実施要項では、公告から入札までの期間を約130日としておりました。平成23年度の民間事業者のアンケートでは、入札に参加しなかった理由を見ると「公告から入札までの期間が長過ぎる」との回答が40%を超えておりました。競争性を確保する観点から、当委員会の御指摘を踏まえ、これまでの実施要項において、公告から入札までの期間を70日から90日程度と段階的に短縮してまいりました。

この結果、平成26年度の民間事業者からのアンケートでは「公告から入札までの期間が長過ぎる」との回答は30%を下回っており、一定の効果はあったものと考えております。

関連しまして、平成26年度に実施しましたアンケート結果について、民間競争入札を実施した森林管理署、11カ所ですけれども、民間競争入札の入札説明書等を交付した事業者及び平成25年度に同種事業、間伐事業等を受注した事業者を対象にアンケートを実施しました。その結果を見ますと「入札関係資料を入札しなかった及び入札説明書等を入札したが企画提案書の提出を見送った」事業者の理由としては、平成26年度も「既に他の事業を確保しており初年度の事業予定を組みにくい」との回答をした事業者の割合は約半数を占めたところ です。

また、次に割合が高かった「企画提案書の作成が煩雑あるいは時間がかかる」といった回答は、昨年の30%から20%に減少しておりました。

これまでも、当事業のアンケートでは「企画提案書の作成が煩雑あるいは時間がかかる」といった意見がありましたが、これまで企画提案書の簡素化は、本事業が企画提案による総合評価により落札者を決定するという点からして、技術を高める工夫を凝らそうとする参加者の意欲を引き出し、公平に評価することに反するものとなり、結局、参加者にとって不利益となりかねないとの理由から、本事業の仕組みやメリットをよく周知し、理解を求めてきた効果があったものと考えております。

なお、アンケート結果のその他の意見として「複数年にわたって事業計画を立てられるため今後は複数年契約を増やしてほしい」や「地元の事業体としては、経営の安定、雇用の安定につながりますので、引き続き実施していただきたい」などの意見が寄せられているところであり、民間競争入札における国有林の間伐事業は、民間事業者から望ましい事業であると理解されていると考えております。

次に、平成26年度の入札結果につきまして御説明いたします。

資料C-3、白抜きの1枚紙でございますが、白抜きの数字のところを御覧ください。 ま

ず、応札者の平均ですが、平成25年度の実績は、2.4社と同程度の2社となりました。

また、初回入札で一者応札となった箇所が3カ所ありました。結果につきましては、入札に参加されなかった民間事業者のアンケートでは「既に同種事業の事業量を確保しており、初年度の事業予定が組みにくい」との回答がありましたので、1つの理由と考えております。

次に、平均落札率は94.5%であり、平成25年度の95.2%と同程度の結果となりました。同じ森林管理署で発注しました単年度事業の間伐事業の平成26年度の落札率は、92.6%であり、約2%程度高い傾向になりました。

しかしながら、複数年契約の本事業は、事業規模が大きく、予定価格積算の段階における間接費の占める割合が約10%抑制されており、実質的には、通常の間伐事業よりも、低廉な落札を達成していると考えております。

なお、初回の入札で不落となった北海道森林管理局網走西部森林管理署西紋別署につきましては、再公告を行い落札をしております。

続きまして、資料2、平成27年度の実施要項（案）につきまして御説明いたします。

資料4の概要に沿って説明させていただきます。

昨年7月に当入札監理小委員会において、少し御説明させていただきました工種の追加について、概要の1ページ、背景から御説明させていただきます。

右下の「人工林の齢級別面積」を御覧ください。人工林資源の多くが間伐を必要とする育成段階にある一方、伐採適期を迎えた高齢級の人工林が年々増加しており、全体の50%を超えておりますので、森林面積の約3割を占めます国有林の森林資源の現況も同様の表のとおりとなっております。

路網の整備と効率的な木材の生産、その後の的確な更新により、成熟する森林資源を循環利用していくことが農林水産業、地域の活力創造プランに定められ、林業の成長産業化に向けて重要となっているところです。

更に、京都議定書の第2約束期間において、我が国が引き続き森林吸収を含めた地球温暖化対策に着実に取り組む中「国有林野の管理経営に関する基本計画」におきましては、人工林の成熟に伴う二酸化炭素の吸収量の低下が見込まれるため、将来にわたる吸収作用の保全及び強化が図られるよう、間伐を合わせ、複層林へ誘導する伐採と、その後の更新を効率的かつ効果的に進めることが必要となっております。

また、平成24年度契約分の事業結果の評価において「国有林野の間伐事業につきましては、民間競争入札を実施した効果はあるものと考えられる。更に、実施経費においても、一定の削減はあったものと評価できる」との評価をいただいているところでもありますので、今後増加する複層林へ誘導する伐採と植付を当事業を活用して、効率的かつ効果的に実施し、民間事業者の育成に取り組むたいと考えております。

次のページを御覧ください。

上段に「これまでの対象事業の内容」を記載しております。

下段には「追加する対象事業の内容」を赤書きしております。

中段の写真を御覧ください。左側の間伐と路網整備が、当事業で実施しています植栽木同士がそれぞれの生育を阻害するようになった立木を抜き伐りして、残存木の成長を促す作業でございます。

右側は、平成27年度から追加した作業です。

複層林へ誘導する伐採と植付の写真の左側が数回の間伐を終えて、成熟した植栽木を木材として利用するため、帯状に伐採し、搬出した後の写真になります。

伐採した後に、苗木を植え付けているのが右側の写真のようになります。

これまでの民間競争入札における国有林の間伐事業は、左側の間伐と路網整備でしたが、平成27年度より右側の写真の複層林へ誘導する伐採と植付を追加し、これまで別々に発注していた伐採と植付を一括して発注することにより、効率的かつ効果的に森林の適切な更新を行いたいと考えております。

次のページを御覧ください。

平成27年度の実施要項の主な変更点を述べております。

1、対象公共サービスの内容について、間伐のみならず複層林へ誘導する伐採を追加するとともに、伐採後の植付を追加しました。

2、事業の質の設定について、追加しました事業を一体的に実施し、低コストで効率的な作業システムを構築するものといたします。

3、企画提案について「アンケート結果で入札説明書等を入手したが、企画提案書の提出を見送った」者の理由では「企画提案書の作成が煩雑あるいは時間がかかる」との回答は、20%に減少したところですが、平成27年度より、対象事業を追加したことにより、複層林へ誘導する伐採及び植付を、提案項目として追加する必要がありますが、平成24年度開始分の事業結果の評価におきまして「企画提案書の簡素化に取り組む必要がある」との御指摘をいただいておりますので「間伐の実施方法」と「間伐材の利用促進」を統合し「間伐等の実施方法」とするなど提案項目の見直しを行いました。

4、入札参加者につきまして、事業内容に植付が含まれる場合の入札参加資格である「業務の提供」を保有していることを追加いたします。

また、共同事業体において、複層林へ誘導する伐採と路網整備を実施する企業と、植付を実施する企業との共同事業体を構成することにより、入札参加できる仕組みを創設いたします。

具体的な内容の説明につきましては、次のページで説明させていただきます。

5、企画提案書の記載内容につきまして、事業実施を確認するため、植付を実施するために必要な「同種事業」これは造林ですけれども、これの実績を追加しました。

また、共同事業体（混合タイプ）で応札する場合の配置予定者の技術の資格、経験を確認し、代表企業が担当する事業以外の事業の完成を確保するために、代表企業が担当しない事業の技術者を加えることを追加しました。

次に、労働安全衛生規則の改正に伴いまして、配置予定者の技術者の保有資格等を確認する事項に伐採等、機械の運転など、運転にかかわる特別教育の実施状況を追加しました。

会社としての経営状況などを確認する内容に、低入札の状況を追加し、事業の質の確保及び労働者の低賃金を防止する観点から、評価基準の加点項目に同種事業の低入札と事業の評価結果を確認いたします。

6、入札手続期間の短縮につきまして、公告から入札までの期間を段階的に短縮してまいりました。その結果、平成26年度の民間事業者からのアンケートでは「公告から入札までの期間が長過ぎると」の回答は30%を下回っており、一定の効果はあったものと考えておりますが、平成24年度契約分の事業結果の評価において「公告から入札までの期間の短期化」を求められていることから、平成26年度の公告から入札までの標準的な日数の実績により、70日から90日としていたものを、60日から80日へ10日短縮いたします。

その他は、主な変更点に係る様式の記載内容を修正しております。

次のページを御覧ください。

入札参加資格の中で、新たに創設した共同事業体について御説明いたします。

複層林へ誘導する伐採と植付を一括発注する場合の入札参加資格は、複層林へ誘導する伐採と路網整備の入札参加資格や素材生産の実績及び現場代理人の経験と、植付の入札参加資格や植付等の実績及び現場代理人の経験、全ての要件を満たすことが必要です。

通常共同事業体におきましては、構成員の各社が単体企業としても入札に参加できる条件を満たすことが必要ですので、構成員の各社が全ての要件を満たすことが必要となっております。

このため、応札者の拡大に向けた入札環境の整備の観点から、複層林へ誘導する伐採と路網整備を実施する企業と、植付を実施する企業との構成による共同事業体の仕組みとして、混合タイプを創設いたしました。

混合タイプは共同事業体の構成員が同種事業の各事業を補完し合うことで入札に参加できるようになります。

ただし、当事業は複数年契約のため、対象事業全体の長期間にわたる工程管理を企画提案内容に基づいて行う必要がありますので、混合タイプで選択した場合でも、代表企業は、対象事業の全てについて施工ができる資格を有することにしました。

これにより、両方の資格はあるが、同種事業の片方の実績がない民間事業者や、現場代理人の経験が片方しかなかった全ての民間事業者の入札参加が見込まれると考えております。

このような変更を踏まえまして、平成27年度実施箇所ですが、資料2の22ページ、23ページですが、対象箇所につきましては、公共サービス基本方針に基づき、各森林管理局でそれぞれ地理的条件及び事業量の観点から、民間競争入札の実施に適する箇所を選定し、競争性の確保に留意しつつ、全国で16カ所計画して対象箇所を拡大いたします。このうち4カ所につきましては、初年度のため小面積ではありますが、複層林へ誘導する伐採と植

付を一体的に行うことを計画いたしました。

以上、このような変更を行うことにより、平成24年度契約分の事業評価において御指摘のありました「企画提案書の簡素化、公告から入札までの期間の短期化を検討し、応札者の拡大に向けた入札環境の整備をしていく取り組みを行う必要がある」については、実施要項に反映いたしました。

なお「入札時期の早期化」につきましては、平成27年度の実施要項の審議において了解いただき次第、速やかに平成27年度実施要項を決定し、早期の入札公告を実施するよう発注する森林管理署の指導を行っていきたいと考えております。

次に、昨年9月に公共サービス改革基本方針、別表の検討状況の確認が行われました。

その内容は、基本方針の別表に「平成26年度中に検討を行い、結論を得ることとなっている事業について、民間競争入札の実施に向けた検討状況、今後の見通しについて、あらかじめの確認と監理委員会への報告時期」の明記が求められました。

国有林の間伐事業につきましては、基本方針の別表の記載内容に「事業の実施状況等を踏まえ、競争性の確保に留意しつつ、民間競争入札の対象箇所拡大について検討を行い、平成26年度末までに結論を得る」となっておりますので、別表の検討状況の確認についての報告は「平成27年度以降の国有林の間伐については、官民競争入札監理委員会の評価等を踏まえ、実施箇所数を増加し実施を継続する、監理委員会への報告時期は、平成27年度実施要項（案）の審議時に報告」という内容であらかじめ報告させていただきました。

その際、報告いたしました検討の方向性につきまして、資料のC-4、5ページになりますが、これにより御説明させていただきます。

当事業の対象となる森林については、戦後造成してきた森林資源が成熟し、木材等生産機能と地球温暖化防止機能の発揮の観点から、伐採し利用した上でその跡地に再生林を行う「若返り」（更新）を図ることが求められております。

このため、今後増加する主伐と再生林に対して、関係する事業を効率的かつ効果的に実施していくことが必要であり、一定の評価をいただきました民間競争入札の仕組みを活用して、間伐等事業の公共サービスの改革につなげるため、来年度は実施箇所数の増加、本年度11カ所から16カ所に加え、植付を事業に追加する案としたところです。

更に、これらの実施状況を踏まえ、箇所数の増加を行う考えであります。

最後に、平成27年度の国有林の間伐事業における民間競争入札実施要項（案）につきましては、1月2日から1月15日までの間、ホームページによりパブリックコメントを行いましたが、寄せられた意見は特にございませんでした。

説明は以上でございます。

御審議のほど、よろしく願いいたします。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、ただいま御説明いただきました本実施要項（案）について、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

いかがでしょうか。

どうぞ。

○宮崎専門委員 済みません。ちょっと幾つか確認なのですが、この新しく植付を入札の業務の中に加えられていると思うのですが、この植えつける苗木というのは、参加される事業者が自分で調達して準備するものなのか、それはこの林野庁さんが支給されるのかというところが見た範囲ではちょっと余り明確に見受けられなかったものですから、そこをちょっと明記された方がよろしいのではないかとというのが1点です。

それから、その植付の方法とか、いろいろ総合評価の中で提案するという形になっていると理解したところですが、22ページから23ページの入札実施箇所予定という表を拝見しますと、先ほども御説明がありました4カ所ですか。右から2列目の「植付面積」というところに数値があるところだけが、今回、植付の業務を伴うということの理解でよろしいかと。

そうした場合に、それ以外に関しては、この植付の実施計画とか、評価とか、体制とかを書かせるようなことを求めると、結局、また業者さんが参入しづらいのではないかと懸念があるものですから、その点は何か明確にされた方がよいのではないかと。

以上の2点です。

○石堂主査 いかがでしょうか。

○中川企画官 お答えします。

最初の苗木は事業者からか林野庁が用意するのかというお話ですけれども、単年度事業と同様に通常全ての苗木が事業者が準備することになります。

続きまして、植付の箇所以外の箇所の評価の件につきましてですけれども、これは植付をやらない箇所については、提案はありませんということになります。

○宮崎専門委員 内容としては、それでよろしいかとは思いますが、その点を何かここにもし書けるのであれば、少し明記していただいた方が誤解が生じないのではないかとということだけです。

○石堂主査 よろしいですか。

どうぞ。

○井熊副主査 先ほど御説明いただいたこのA4の横の4ページ目か、2枚目の「競争性の確保」というところで、混合タイプのところで混合タイプの代表企業は対象事業の全てについて施工できる資格を有すると書いてあるのですが、こういう補完関係を持って、補完関係はそういった意味で混合タイプがあるわけですから、こういう規定が入ると、混合タイプの意味が薄れてしまうので、これは何かあったときには、その代替措置をちゃんと提案していればいいのではないかと思うので、とにかく資格で1人の事業者に全部の資格を要求するという条件は、再検討した方がいいのかと思います。

それから、あと、総合評価の中で、26ページとかで企業の信頼性というところで、過半数は直接雇用で常用雇用者である場合の点数が、臨時雇用者または下請企業者の雇用者等

であるというより高い形になっているのですけれども、何とというか、こういう雇用形態とか、企業の経営方式について、評価で差をつけるのはちょっとどうかという感じがします。

それから、あと要するに管理できているかの問題なのではないかと、ちょっと雇用形態で差をつけるというのは、やはりよくないのではないかという気がします。

それから、その次のページで、県内に本店がある場合と、それから支店、営業所がある場合、何もない場合というようなことで差をつけているのですが、業務の連絡上、支店、営業所等は分かりますけれども、本店の有無というのは、結局、県内企業が強いということを書いてしまうことになるので、これはやはり本店のところはやめた方がいいのかと思います。

以上です。

○石堂主査

今の点についていかがですか。

○中川企画官 まず、代表企業となるところは、全ての資格をお願いしますということに言いましたけれども、林業をやっている方々は、大体990者ぐらいおられまして、そのほとんどが資格は両方持っておられますので、参加障壁にはならないと思います。

参加障壁になるのは、やはり実績、やはり事業をやっていたというところが参加障壁になっていましたので、そこを補うことにしたいと考えております

次の企業の形態の点数のところなのですけれども、やはり、地元の企業さんというのは小さい企業さんを少し地元で優遇して、そこは少し地元の企業さんは点数を高くさせていただいているというところがあります。

○井熊副主査 雇用形態については。

○唐澤企画官 雇用形態につきましては、おっしゃるとおり、そういうものは経営方針の部分もありますので、差をつけるべきではないという部分も分かるのですけれども、林業労働の実態としまして、やはり不安定な雇用形態が多くて、なかなかそういうところだと、林業技術の取得ですとか、レベルアップというのはなかなか図れないと、事業体の育成という面もございますので、そういった面から言うと、直接雇用してやっていただいているところの方が点を高くするというのは、林野庁の方針にも合っているということでございます。

○井熊副主査 前半の本店、その県の企業を優遇するというのは、これは入札の中でも地域企業を優遇するという入札があるので、それは林野庁さんがそういう御意向であれば、それはそれでいいかと。ただ、雇用というのは、やはり公的な事業において、雇用されている方の問題もあるわけですから、雇用によって差をつけるというのは、私はちょっと余りよくないのではないかと思うのです。

○唐澤企画官 以前も御説明したと思うのですけれども、なかなか林業労働、災害が多くて、安全にも非常に気をつけなければいけないと、そういう面もありまして、やはり、そ

の臨時ということになりますと、そういった技術ですとか、安全ですとかというものを考えると、やはりちょっとそこは差をつけたいなというのは林野庁としての意見でございます。

○石堂主査 では、お願いします。

○辻専門委員 4ページの真ん中、やや下の「(4)植付」でございますけれども、この植付については、先ほど苗木は業者さんが調達なさるとおっしゃっていましたが、本数とか、どれぐらいな密度で植え付けるかという部分までは御指定なさらないわけなのですか。

○田ノ上係長 仕様の中でその辺は全て指定することになります。

○石堂主査 よろしいですか。

○辻専門委員 はい。

○石堂主査 私から1点、企画提案が複雑過ぎるということで、今回、簡素化したという部分がありました。それで、ただ、文言を見ると、中身がちょっとはつきりしないと思うのですが、要するに「間伐の実施方法」と「間伐材の利用促進」を統合して「間伐等の実施方法」にしたと。要するに実質的に簡素化になっているのかどうかをここからは見てとれないのですけれども、これは業者さんからヒアリングなり、アンケートなりをとったときに、要するにどこを直してほしいのか、ここが嫌なのだということまで聞いた上で直したのか、いわば項目が1つ減れば、それで単純に簡素化したと言えるではないかという世界では、私は余り意味がないと思うのですよね。どの辺まで踏み込んだのか、踏み込んでおられるのかということの確認なのです。

○中川企画官 その点、前回も御指摘いただいて、アンケート調査をいたしました。煩雑であるという回答をしていただいた方に、どこが煩雑でしょうかというのを調査したのですけれども、回答は1カ所もありませんでしたので、内容的には私どもが求めている質は絶対必要だと思いますので、少し書く内容を和らげたといいますか、簡素化したということに、今回、させていただきました。

○石堂主査 不満がある以上、やはりもっとしつこく聞くべきなのではないかと思うのです。どこかが不満なはずなので。

今後の課題としてひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○中川企画官 分かりました。

○石堂主査 ほかいかがですか。

○若林専門委員 では、済みません。1点確認だけなのですけれども、先ほどの混合タイプを考える際に、資格と経験と双方を持っているような事業者という、組む相手というのが、それぞれの地域でそれなりに確保できるという見通しがおありなのかということだけ1点確認したいと思います。

例えば、和歌山などは、せつかく四者で86.8%というところになっているのに、組む相手がいないがために数が下がるというようなことがあると、よろしくないかなと、そういう懸念です。

○唐澤企画官 資格につきましては、先ほど申しましたとおり、伐採の方を持っていらっしゃる方は、造林の方も持っていらっしゃるの、その部分は大丈夫だと。

それで、要は資格と経験の部分もありますので、造林の方をどうするかということなのですけれども、やはり、造林の方が作業が簡単ですし、機械も必要ないということで、簡単に言ってしまうと、森林組合さんとか、そういったところが大体どこでもあるはずなのです。あとは要はそこうまく生産業者が組んでいただけるかということのマッチングだけだと思いますので、そこは地域の林業関係ということで、皆さん知らないところではないはずなので、そこはうまくこういう機会を持ってそういうマッチングをしながら地域全体で盛り上げていくということもありますので、自治体ですとか、県ですとか、そういったところも含めて、そういう全体として、その地域の林業労働力ということで、やっていただけるのではないかと考えております。

○若林専門委員 では、それなりにマッチングできる相手が複数いるということになるのですか。

○唐澤企画官 要は自分ともう一人ぐらいという方はいっぱいいらっしゃいますので、そこは大丈夫かと思っております。

○石堂主査 あとよろしいですか。

それでは、本実施要項（案）の審議は、これまでとさせていただきます。

事務局から何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本実施要項（案）につきましては、本日をもって、小委員会での審議を終了したものとして、改めて小委員会を開催することはせず、実施要項（案）の取り扱い、また監理委員会への報告資料の作成については、主査である私に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○石堂主査 それでは、今後、実施要項（案）の内容等について、何か疑義が生じた場合には、事務局から各位にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の先生方におかれまして、更なる質問や確認したい事項がございましたら、事務局にお寄せいただきたいと思います。

それでは、本日はどうもありがとうございました。

（農林水産省（林野庁）退室、国土交通省入室）

○石堂主査 それでは、続きまして、国土交通省さんの「空港土木施設維持修繕工事（徳島空港）の契約の解除」についての審議を始めたいと思っております。

最初に、契約解除の内容について、国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課酒井課長より御説明をお願いしたいと思います。なお、説明は15分以内ぐらいでお願いしたいと思います。

よろしく申し上げます。

○酒井課長 改めまして、航空局の空港安全・保安対策課長の酒井と申します。

よろしくお願ひいたします。

それでは、資料4に基づいて、今、指示のありました案件についての説明をさせていただきます。

まず「1. 事案概要」でございますけれども、市場化テストにおきまして、昨年度から実施しておりました徳島空港土木施設維持修繕工事の契約についての案件でございます。

この工事を受注しておりました谷口工業という会社から、不況によりまして、1月5日付をもって廃業し、破産手続の申し立てをし、本工事を継続することが困難である旨の文書が1月8日付で大阪航空局に届いたということでございます。

これにつきましての対応について、このような工事を行う場合には、必ず主任技術者という者を立てる必要があるわけですが、その主任技術者につきましても解雇され、そして本工事は1月5日以降、履行されていないということから、総合的に判断して、現受注者が引き続き履行することはできないと考え、大阪航空局として、8日付をもちまして、契約を解除したということでございます。

大阪航空局が解除したのは8日なのでございますけれども、相手側の谷口工業の事業者代理人であります弁護士に対しては、1月13日付の文書で8日からの業務を解除するというところで提出させていただいているところでございます。

今後、解除後の措置につきまして、私どもとしてどうするかということになりますが、それは3番目でございます。従来から説明させていただいておりますように、航空機が安全に運航するためには、誘導路であったり、エプロンといったものの土木施設を常に安全かつ円滑に機能させる必要があります、加えて緊急時への対応ということも必要になっております。こういったことについて、しっかり安全に業務をしなければならないということがあります。

それから、2つ目として、業者が不在となり、国の職員が対応できるかと言われれば、実際に作業機械を使ったり、深夜の業務であったり、いろいろな緊急時の対応等もございますので、速やかな対応をとることがなかなか不可能であると考えており、新たな事業者を選定する必要があると考えておるところでございます。

一方で、そういった業者を選定するに当たりましては、一般競争入札等の手続を本来であれば行うべきところでございますが、こういった手続を行うためには、どうしてもある程度の期間を要するというので、速やかに事業者を選定することは困難であると考えております。

したがって、この工事自体は、25年度からの工事ということで、25年度は終わっておりますが、26年度の残り2カ月間余りについて、緊急的に業務を行っていただく必要があります。具体的には路面清掃、舗装面点検、緊急補修工といったような業務が残っており、そういった業務については、受注者を随意契約により1月20日付で決定させていただいた

ところでございます。

これはあくまでも、今年度内残りの2カ月間余りの工事ということです。

では、来年度分についてはどうするかということでございますが、当然ながら、空港が安全に、航空機が安全に航行してもらうためには、4月1日からこの工事を請け負っていただく必要があるわけですけれども、27年度につきましては、一般競争入札の簡素化したもので受注者を決定していきたいと考えています。

具体的には、お手元の資料、資料D-1と書かれた資料でございます。

「工事の契約手続き」ということで、一番上のフローにつきまして、これは27年度から維持工事を行うための市場化テストで行う手続の工程を書かせていただいております。

これと同じ手続を行おうと思うと、当然ながら予算確保の面もあるのですけれども、工程的にも4月には間に合わないということで、上から3つ目の一般競争入札の日程というところでございますが、2月の下旬に「入札審査会、入札公告」と書いてありますが、ここから手続を始めれば、3月中の落札予定者の決定を行い、4月から工事ができるような工程を組めるものと考えております。

ただ、実際に、この一般競争入札で、応募者がいなかった場合には、4月からの工事を考えると、途中で指名競争入札に移行するという場合も可能性としてはあるかということで、一番下の欄に記載させていただいております。

いずれにしましても、来年度の工事契約については、一般競争入札手続にて基本的には受注者を決定することとしたいということで考えておるところでございます。

以上です。

○石堂主査 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対しまして、御質問、御意見のある委員は御発言をお願いいたします。

どうぞ。

○宮崎専門委員 どうも御説明ありがとうございました。

1点だけ確認なのですが、この緊急でやむを得ない場合ということで、1月20日付で随意契約で現状、臨時の業者さんを決定されているということだと思っておりますが、随意契約も一応分類すると、競争性のある随意契約と競争性のない随意契約の2種類ありまして、すなわちその見積書合わせというか、簡易入札という形で、一応複数の業者さんに何か声をかけて見積書合わせなどをして、随意契約をされているのか、あるいはそうではないのかという点だけ確認できればと。

○酒井課長 結論から言えば、競争性というのかどうか分からないのですが、まず、空港の中の工事であることから、ある程度の能力を持った人でないとだめですので、基本的には市場化テストで行っているような能力のある者。ただ、会社としてはそうですけれども、主任技術者がそこまで確保できるかは分かりませんので、とりあえず会社として、まず、声をかけております。

それで、実際に一者に声をかけたら断られ、次の者に声をかけて決まったという経緯はあります。複数者に声を同時にかけたわけではないのですけれども、順番に声をかけて、とにかく業者を早く決め、早く契約し、残工事をしっかりやっていただく必要がありましたので、できるだけその期間は短くするため、まず、順番に当たっていったというのが実態です。

○宮崎専門委員 分かりました。

○石堂主査 ちょっと2点ほどお伺いしたいのですけれども、今、緊急に随契をやったところは分かったのですけれども、今度、4月からの一般競争入札でやろうと考えておられるところは、契約期間は1年で、その後、従来の市場化テストの刻みに従って、また、市場化テストの入札を構えていくというお考えなのかというのが1点です。

もう一つは、指名競争入札のお話が添えてあるのですけれども、指名競争入札をやるときに、業者さんをあらかじめ指名するわけですね。そうすると、あらかじめの指名するときには指名される業者の了解が得られないと指名できないものですか。

必要ないのですか。A社、B社、役所の側がこの5者をいわば勝手にここが指名業者だと決めておいて、その中でさあ入札してくれというのか、そこがもう一つ。

もう一つ添えさえていただくと、何か聞くところでは、この谷口工業が契約したときにも一者応札だったとすると、そんなに業者そのものがあるのか、いないのかということが非常に心配で、一般競争入札をかけて応募者がいなければ、指名競争入札といっても、業者は本当にあてがあるのかというところを3点目にちょっとお伺いしたいと思います。

○酒井課長 まず、1点目でございますが、27年度につきましては、一般競争入札で1年間だけの契約手続をさせていただきたいと考えております。

したがって、28年度になれば、また、今回の25・26・27の3年間で行ったグループとのタイミングになりますので、そのグループと合わせてもう一回やらせていただきたいと考えております。

2点目の指名競争の件ですけれども、指名はあくまでもこちらから一方的にさせていただきます。ただし、受けた者が応募したくなければ、札を入れなければよろしいですので、大体10者以上指名することが多いのですが、10者が必ず応札するかどうかは分かりません。

それから、3点目が一般競争入札で応募者がいなかったのに、指名でやれるのかということにつきましては、御指摘のとおり点もあるのですが、実は、先ほどちょっと随契でも触れさせていただきましたけれども、一般競争入札の場合につきましては、1つは業務実績のある者、「者」というのは会社です。それから、その業務を行うための主任技術者というものを置いてもらうのですけれども、その主任技術者に対しても、同じような要件を求めています。このため、両方の条件を満足して応募をしてもらいます。

指名競争入札の場合は、会社として実績を持っているか否かというのは事前に分かります。一方、主任技術者というものは、そういう人がいるというのは分かるのですが、その人を必ず充てられるかということは分かりません。このため、指名競争入札の場合は、そこ

が会社としてしっかりその空港工事に対する安全監督をしっかりやっていただくということを前提に、入札を行っていただく。

ですから、主任技術者の方が、必ず空港工事の経験を持っていないといけないというところまでは縛りはかけられません。

したがって、指名競争入札にしたときに、一般競争入札のときには、例えば、会社としては実績を持っているのだけれども、実績のある技術者がたまたまほかの工事に従事していて配置できなかったといった場合には、応募はできないけれども、指名を受けた場合には、応募することが可能になります。ただし、繰り返しになりますが、会社として空港に対する安全監督をしっかりバックアップしていただくということが前提になると考えております。

○石堂主査 ありがとうございます。

ほかいかがですか。

よろしいですか。

それでは、本件の審議はこれまでとさせていただきます。

事務局、何かございますか。

○事務局 特にございません。

○石堂主査 それでは、本件につきましては、本日をもって、小委員会での審議は終了したものとしまして、改めて小委員会を開催することはせず、本件の取り扱いや監理委員会への報告資料の作成については、私の方に一任させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○石堂主査 ありがとうございます。

今後、本件の内容につきまして、何か疑義等が生じた場合は、事務局から各委員にお知らせし、適宜、意見交換をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

なお、委員の先生方におかれまして、更なる質問、確認したい事項がございましたら、事務局の方にお寄せいただきたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。